

# 使用料規程

株式会社 東京美術倶楽部

## 第1条(目的)

この規程は、株式会社東京美術倶楽部(以下「当社」という。)が委託者と取り交わした管理委託契約にもとづき、委託を受けた美術の著作物に関し、その使用料の額を定めることを目的とする。

## 第2条(利用方法の区分)

この規程における利用方法は次の区分によるものとする。

(1) 出版物・印刷物における利用

著作物を書籍、雑誌、新聞その他の出版物や、カレンダー、ポスター、パンフレットその他の印刷物として複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。

(2) デジタル記録媒体等による利用

著作物をCD-ROM その他のデジタル記憶媒体に複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。

(3) コンピューター・ネットワークにおける利用

著作物をコンピューターで読み取り可能な形式で複製し、コンピューター・ネットワークを用いて公衆送信すること。及び受信先の受信装置を用いて著作物を公に伝達し又は受信先の受信装置にコンピューターで読み取り可能な形式で複製すること。

(4) テレビ放送における利用

著作物を地上波放送、衛星放送、ケーブルテレビ放送、その他テレビ放送の方法により公衆送信すること。

### 第3条(使用料)

各利用に関する使用料は、著作物1点あたり1回につき以下の区分ごとに定めた金額とする。  
消費税は各々別途に加算するものとする。

#### (1) 出版・印刷における使用料

##### ①書籍・雑誌

##### (a) 専門誌・業界誌(中ページ掲載・カラーの場合)

面積 発行部数	①Full (100%)	②3/4(75%)	③1/2(50%)	④1/2~ (50%) 1/4(25%)	⑤1/4(25%) 以下
~3000	15,000	13,500	10,800	7,100	3,900
3001~5000	16,500	14,800	11,800	7,700	4,200
5001~6000	18,200	16,300	13,000	8,500	4,600
6001~7000	19,900	17,900	14,300	9,400	5,100
7001~8000	21,800	19,600	15,600	10,300	5,600
8001~9000	24,000	21,600	17,300	11,400	6,100
9001~10000	26,400	23,700	18,900	12,400	6,700
100000~	1,000部毎1,000円加算				

##### (b) 一般書籍・雑誌(中ページ掲載・カラーの場合)

面積 発行部数	①Full (100%)	②3/4(75%)	③1/2(50%)	④1/2~ (50%) 1/4(25%)	⑤1/4(25%) 以下
~5,000	15,000	14,000	12,000	10,000	8,000
5,001~10,000	20,000	18,600	16,000	13,200	10,600
10,001~20,000	24,000	22,300	19,200	15,800	12,700
20,001~30,000	26,400	24,500	21,100	17,400	13,900
30,001~40,000	29,000	27,300	23,200	19,100	15,300
40,001~50,000	32,000	29,700	25,600	21,100	16,900
50,001~60,000	35,200	32,700	28,100	23,200	18,600
60,001~70,000	36,900	34,300	29,500	24,300	19,500
70,001~80,000	38,000	35,300	30,400	25,000	20,100
80,001~90,000	39,000	36,200	31,200	25,700	20,600
90,001~100,000	39,700	36,900	31,700	26,200	21,000
100,000~	5,000部毎990円、10,000部毎1,900円加算				

(c) その他(PR誌・社史・年表関係)など

一般書籍の計数表を土台にし、各々一律25%増しとする。

(d) 書籍・雑誌 表紙 (表1) (サイズ普通版 225×160m/m) 前後

発行部数	面積	指数	
～5000		—	30,000
5,001～10,000		1.2	36,000
10,001～30,000		1.4	42,000
30,001～50,000		1.5	45,000
50,001～100,000		1.7	51,000

裏表紙(表4) 上記①の料金の各々60%。

(e) 書籍・雑誌 表紙 (表1) (サイズ文庫版 148×105m/m) 前後

発行部数	面積	指数	
～10,000		—	30,000
10,001～30,000		1.2	36,000
30,001～50,000		1.4	42,000
50,001～100,000		1.5	45,000

裏表紙(表4) 上記①の料金の各々60%。

(f) 図録

図録中頁に掲載する場合の使用料は、下記の算出による。

(使用料) = (図録売価) × 0.1 × (発行部数) ÷ (総頁数) × (作品採用点数)

※最低使用料 当該作家の使用作品点数が10点以下の場合 2,000円 × 使用作品採用点数

※表紙掲載は、書籍の表紙使用料額に準じる。

(①の備考)

※モノクロの場合の料金は、書籍・雑誌のカラーの使用料の一律60%とする。

※著作物1点が見開きなどのように2頁にまたがり掲載される場合は、これを全体の100%の面積とする。

②新聞

新聞の種類	全15段 (3/3段)	10段 (2/3段)	5段 (1/3段)
全国紙	90,000	75,000	45,000
地方紙 全国紙の地方版	54,000	45,000	27,000
美術関係紙	36,000	30,000	18,000

③カレンダー

$\text{販売価格(正価)} \times \text{発行部数} \times 10\% \div \text{全体収録作品数} \times \text{採用点数}$
---

※販売価格表示の無い場合には、印刷代に制作費を合算した価格を発行部数で除した額とする。

④ポスター

(a) 美術関係(展覧会場・美術に関する講演会などの案内を目的とするもの)

数量 サイズ B2 程度	1,000 部以下	3,000 部以下	5,000 部以下	5,000 部超
	25,000 円	50,000 円	75,000 円	75,000+(5000 を 超えた数量の 500 部毎に 3,500 円

(b) 美術関係以外(一般)

数量 サイズ B2 程度	1,000 部以下	3,000 部以下	5,000 部以下	5,000 部超
	50,000 円	100,000 円	150,000 円	150,000 + (5000 を超え た数量の 500 部毎に 6,500 円

⑤パンフレット

(a) 美術関係(展覧会場・美術館関連に設置・配布を目的とするもの)

数量 サイズ A4 版程度	10,000 部以下	25,000 部以下	25,000 部超
	15,000 円	30,000 円	30,000+(25,000 部を 超えた枚数×0.8)

(b) 美術関係以外(広告及び販促などを目的とするもの)

数量 サイズ A4 版程度	10,000 部以下	30,000 部以下	30,000 部超
	25,000 円	57,000 円	57,000+(30,000 部を 超えた枚数×1.1)

⑥絵葉書等

(a) 美術関係(展覧会場・美術館などに設置を目的とするもの)

$$\text{販売価格(正価)} \times \text{作製部数} \times 6\%$$

(b) 美術関係以外(企業 PR・販促など上記以外を目的とするもの)

$$\text{販売価格(正価)} \times \text{作製部数} \times 12\%$$

⑦テレホンカード・図書カード・パスネットなど

(a) 美術関係(展覧会場・美術館などが設置を目的とするもの)

$$\text{販売価格(正価)} \times \text{作製部数} \times 5\sim 8\%$$

(b) 美術関係以外(企業 PR・販促など上記以外を目的とするもの)

$$\text{販売価格(正価)} \times \text{作製部数} \times 9\sim 12\%$$

⑧複製物の制作(レプリカ制作などを目的とするもの)

販売価格(正価)×複製部数×5～18%

(2) デジタル記録媒体等における使用料

販売価格(正価)×複製部数×10%

※再販時は上記価格の50%

(3) コンピューター・ネットワークにおける使用料

利用期間1ヶ月ごとに8,000円

※利用期間が1ヶ月超のとき、2ヶ月目以後1ヶ月毎に5,600円

(4) テレビ放送における使用料

美術関係の放送

1回につき10,000円

美術関係以外の放送

1回につき15,000円～45,000円

※再放送は上記価格の50%

※ケーブルテレビ放送により同時再送信する場合の使用料は、上記使用料の範囲内で利用者と別途協議して定めるものとする。

**第4条 (非一任型の著作物の使用料)**

当社が使用料の額を定める権限を有しない著作物を利用する場合の使用料の額は、本規程に定める使用料の額にかかわらず、委託者が決定するものとする。

**第5条(本規程に該当がない方法による利用)**

本規程に定める利用方法以外の利用方法により著作物を使用する場合については、その利用目的、利用形態などの諸条件を勘案して委託者、利用者双方と協議のうえ使用料の額を定めるものとする。

**第6条(使用料の減額措置)**

著作物の性質、利用目的など特別の事情により第3条に定める使用料の額を適用しがたい場合は、利用者と協議の上、第3条に定める使用料の額を減額して定めることができるものとする。

**第7条(実施の日)**

本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経過した日から実施するものとする。

(受理日 平成20年1月16日)